

平成 27 年度第 1 回尾鷲市特別職報酬等審議会議事録

●日時：平成 27 年 11 月 2 日（月）

午前 10 時 00 分～

●場所：尾鷲市役所 3 階第一委員会室

事務局： 皆さまおはようございます。総務課の下村です。本日はよろしくお願い致します。

それではただ今から、平成 27 年度第 1 回尾鷲市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。お手元に配布の事項書に基づきまして、まずは事務局の方で進めさせていただきます。

はじめに、審議会の開会に当たりまして市長より皆様にご挨拶させていただきます。

市長： 本日は、大変お忙しいなか、尾鷲市特別職報酬等審議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員をお願いするにあたりましては、特別職の報酬等を審議、答申していただく重責の委員であり、常日頃より本市の各分野を代表するお立場の皆さまにご無理を申し上げたにも関わらず、快くお引きうけいただきましたことに、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、当審議会につきましては、条例におきまして、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聞くものとされております。そのため、市政に深い関わりをお持ちいただいている委員の皆様に、それぞれ客観的に、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、御審議をいただくものでございます。

昨年、市制 60 周年ということで、これを節目とした新たな尾鷲市の出発に向けて、今、地方創生の歩みを進めているところでありますけれども、財政面では依然として、明るい状況に転化しておりません。このような状況のなかで、特別職の報酬等を審議、答申していただくことにつきましては、大変難しいものとは感じておりますけれども、答申に当たりましては、統計資料や地域の実情、委員の皆様の日常生活の感覚を基にご判断をいただきますとともに、特別職の報酬額につきましては、様々な議論がございますけれども、皆様の率直なご意見を頂けることをご期待申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

今後とも市政全般にわたりましてどうぞよろしくお願い致します。

事務局： 当審議会では、市長自身の処遇についても審議されるため、市長はここで退席とさせていただきます。

市長： ご無理を申し上げますが、よろしくお願い致します。それでは、失礼いたします。

事務局： 続きまして、本日がこの審議会の初日という事もありまして、委員の皆様をご紹介します。

尾鷲商工会議所 副会頭 石川 浩様、
尾鷲市連合婦人会 会長 塩津 史子様、
紀北信用金庫 総務部長 天満 一博様、
東海税理士会 尾鷲支部長 西 謙一様、
尾鷲市商店会連合会 会員 浜口 久美子様、
森林組合おわせ 理事 濱中 良平様、

また、本日は急用のため欠席となっておりますが、尾鷲市水産振興協議会 会員 三鬼 晃様が委員となっております。なお、本日の会議ですが、尾鷲市特別職報酬等審議会条例第5条に規定されております、開催条件の過半数の出席を満たしておりますので、会議は成立しております。

お時間の都合上、委嘱状と諮問書はお手元に配布いたしておりますのでご確認願います。まず委嘱状ですが、委員の委嘱期間は審議が終了し、答申いただくまでとさせていただきます。次に諮問書をご覧ください。こちらにつきましては、事務局の方で代読させていただきます。

(事務局諮問書朗読)

事務局： 以上が諮問の内容となっております。

委員： 先ほどの内容でお聞きしたいことがありますが、よろしいでしょうか。

事務局： はい。

委員： 市長及び副市長の給料の額について、特例による減額措置とありましたけれども、毎月20%の減額をずっとして、10%の減額を別に行ったのでしょうか。

事務局： はい。今現在は行っておりませんが、7、8、9月と直近では行っております。

委 員： 給料の減額についての違法性というのは大丈夫でしょうか。

委 員： それだけの額を減額するというのは。調べてみないとわからないが、生活に係る給料ですので。

委 員： （平成）１５年に定めた金額ですずっと来ていて、市長の申出で２０％減額していると、それから更に１０％減額しておったと。

事務局： はい、もちろん条例の方で、議会の議決を経まして２０％、３０％減額した額が給料額という事で、減額という事にしております。

委 員： ということは、給料の額を減給するという事ではなくて、審議会から答申のあった給料の額そのものを２０％引いた額が、正規の給料ですよ、という風に条例で定めているわけなんですね。一般的に給料を減給する際には、制約があるんですが、不祥事などで。もちろん市長じゃなくて一般の従業員についてなんですけれども、３０％の減給と伺いましたもので、そこらへんが心配に思いまして。それであれば、問題ないと思います。

事務局： はい、また後ほど他市町の状況のところでも説明させていただきます。

委 員： はい、わかりました。ありがとうございます。

事務局： 続きまして事項書の２、会長の選任に移りたいと思いますが、審議会条例第４条の規定によりまして、会長の選任は委員の互選とさせていただきます。委員の皆様ご意見を賜りたいと思いますが。

委 員： 西先生にお願いしてはいかがでしょうか。

事務局： 他にございませんか。それでは、西委員に会長をお願いしたいと思いますが、他の委員の皆様はよろしいでしょうか。

委 員：（それぞれ異議なしと発言）

委 員： えー、すいません、それでは引き受けさせていただきます。何分、こういう公式の職務は初めてでございますので、よろしくお願い致します。それでは皆様、審議会が実りあるものとなりますように、御協力をよろしくお願い申し上げます。また、委員の皆様からは、

遠慮なく、御意見を賜り御審議いただきたいと存じます。皆様の御協力でのこの重大な職を全うしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、引き続き事項書の３の審議に移らせていただきたいと思いますが、これから審議を進めるに当たりまして、審議会の傍聴について決めていきたいと思います。

事務局から経緯を説明願います。

事務局： はい、審議会の傍聴につきましては、条例に規定はございませんが、前回までの審議会は、委員の率直な発言に重きを置いて、非公開としてきました。議事録の方は、発言した委員を特定できない形で後日公開いたしますが、審議会ではどうしても誰が言ったかということが分かってしまいますので、気にしてしまって言いたいことが言えないという事があれば、審議会の趣旨からも外れてしまうと思います。公開した方がよいという考えもございますので、ここで委員の皆様のご意見を賜りたいと思います。

委員： わかりました。委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見が無ければ、非公開とし後日議事録を公開するという事で進めたいと思いますが、何か意見はございますか。

委員： 非公開をお願いします。

委員： わかりました。それでは非公開という形で進めたいと思いますが、皆様よろしいですか。

委員： (それぞれ異議なしと発言)

委員： それではただ今より、審議中は非公開といたしますので、恐縮ではございますが、委員及び事務局職員以外の方はご退出お願い出来ますでしょうか。

(傍聴者退出)

会長： それでは、引き続き議事を進めていきますが、資料の説明を事務局お願いできますでしょうか。

事務局： はい、それではお手元の平成２７年度尾鷲市特別職報酬等審議会資料と書かれた冊子をご覧くださいませ。

(以下資料説明)

委員： 職員の数について、質問いいですか。5ページと6ページの職員数の違いはなんですか。

事務局： はい、これについては、5ページの176人とあるのは普通会計の職員数、まあこの庁舎に居る職員数というような意味で、6ページの423人となりますとこれに加えて、総合病院、看護師さんとかもこの数字には含まれております。

委員： 飛びぬけて尾鷲市が多いように見えるので。市職員として病院が入ると。

事務局： はい、病院で約230人ほどです。あと自治体によって違うのは、尾鷲市の場合は、保育園が民生事業協会という民間にやっていただいておりますが、熊野市さんですと、熊野市立の保育園がございまして、保母さんなんか、市の職員として働いておられます。鳥羽市さんなんかですと、離島もありますので、市営の巡航船みたいなものもやっておられると聞いておりますので、各自治体の職員数についてはそういった違いも出てくると思いますが、尾鷲市ではやはり病院の職員数がこの職員数の差に出ているのかなと思います。

委員： 熊野の病院は組合立やで。(市の職員ではない。)

(引き続き資料説明)

委員： あの、すいません。こういった審議会みたいなもので、毎年見直し或いは、二年、四年に一度見直しというのは、何処もされていないのですか。

事務局： 各自治体様々のようで、されていないところもありますし毎年しているところもあると聞いております。

委員： ということは、結局市民との生活レベルというか給与体系の実質的な開差を、市長さんになられる方が感じられて、独自で減額というようなことをやると思うので、本来であれば、市民が「市長さん(の給料)はこれでいいですよ」という感覚にあるのであれば、こういうことにならないと思います。市長さんらが自分で下げるという事は異常なことです。この異常さをどのように考えるのが大事だと思います。だから、本来は独自の減額は無い方がいい。

委 員： いいですか。この人事院勧告の平均って尾鷲ですか、全国ですか。

事務局： これについてはですね。全国の50人以上の規模の事業所の全国平均との比較という事になっております。

委 員： そこに市民とのギャップが当然出るんやと思うんです。全国平均では計り難い。

事務局： 大きな自治体なんかは人事委員会というものがあって、そこが調査してという事も出来るんですが、尾鷲市みたいな小さい自治体にはそういったものが無いので、特別職の期末手当の率なんかは国の人事院勧告に準じてやっているという事であります。

委 員： 尾鷲市は人事委員会が無いんですか。

事務局： 無いです。ですので従前から職員なども国の人事院勧告に準じて上げ下げしております。

委 員： 尾鷲市の俸給表はいつ設定されたものですか。

事務局： 人事院勧告があった都度見直しされております。

事務局： 今でいいますと、平成27年4月1日付の給料表を基に支給されております。

委 員： 特別職は、責任が直にかかってくる職だと思うんですよ。特別職は一般職の方と違って、デメリットが大きいから、それなりの俸給をとという事で設定されるものであると思いますし、まさにそれでないといけないと思うんですよ。あまり下げてしまうとですね、今後そういう職に就いて頑張ろうかという方が、働けなくなることがありますから。独自の減額というのをあまり続けるべきじゃないと思うんです。でないと次に立つ方もやっぱり下げなきゃいけないかなというような事になってしまうもんですから、今後も20%30%下げるというのもいかなものか、そこは考えなければいけないと思います。

事務局： 補足になりますがよろしいですか、条例で定めて、給料が72万という事で支給はされておるんですけども、こちらについては市長の任期が切れるまでと時限立法の条例を定めておりまして、今の市

長の任期が切れる際には、90万の給料を支給するという形には戻ります。それで、またその制度を続けるか続けないかは次の市長になった方が考えていく事となります。

委員： でもそこが問題ですよ。次やる方が上げづらくなる。だから下げるのであれば下げる、今後このようにしますよ。それで、審議会の答申や、人事院勧告を受けてこのように変えますよ。という風にやるのがすっきりした形だし、今後立たれる方も自分の給料を気にしながら市政を運営していくことは無くなる。そこは考えてあげた方がいいんじゃないかと思う。40%下げる自治体があるなんて異常ですね。

委員： 異常だけれども、本人の意思なんだからしょうがない。

委員： この資料を見て40%も下げている自治体があるので驚いた。

事務局： ちなみに、尾鷲市長も議会の委員会での発言で、仮に報酬審議会で給料を下げる答申が出たとしても、私自身が市長である限り、給料20%、賞与10%の減額は続けていくと答弁しております。

委員： そうすると我々としては、とにかく減額された金額を見るんじゃなくて正規の金額が適正かどうかという事に徹しないとだめだという事ですね。

委員： 副市長は現在県から見えておりますが、給料はどうなっていますか。

事務局： 条例どおり、ここの副市長である間は712,000円支給されておりますが、退職金は支給されません。

(引き続き資料説明)

事務局： 以上で資料の説明を終わらせていただきますが、これをお持ち帰りいただいて、次回の審議会で、いろいろ意見をいただこうかと考えております。

委員： どうですかみなさん、ざっくりとしているものですから、一つ一つ決めていくのは非常に難しいですね。

委員： いろんな人の意見の中には、県下で一番報酬が低いことが恥ずかしいという人がいるが、その感覚はおかしい。これだけの給料でこれだけの仕事をしているんだという自負や誇りをもってしていただきたい。

委員： 議員さんの報酬が県下最低とは正直知りませんでした、中には議員数が多いという話もありますが。

事務局： 議員数についても県下最低です。

委員： そういう意見もある中でちょっとこれは気の毒かなと思います。

委員： しかし最後は自分たちで議決するのだから。

委員： 上げるにしても下げるにしても、或いは据え置くにしても、何をもって行うか、市の財政、市の平均的な所得などを考慮しての検討なんかは、やっぱりしておいた方がいいのではないかと思います。

委員： おっしゃる通り。

委員： 尾鷲市としては、尊敬されて、しっかりと仕事をしていただくという意味合いを保ちつつ、尾鷲市の財政状況や平均的な所得の状況はこうだからという方向で、設定していくのがいいのではないかな。そのためには、もっと資料がいると思いますが。

事務局： さまざまな内容の資料という事では、尾鷲市統計書がありますが。

（事務局統計書配布）

委員： 尾鷲市26年度統計書というものをお手元にお配りいただきました、大変細かく分析されておりますので参考にさせていただければと思います。

事務局： また、こういう資料がほしいという事であれば、お電話していただければ出来る限り手配いたします。

委員： あと、他にご意見ございませんか。

委員： ありません、持ち帰って検討ですね。

委 員： なければ、各自次回までにご検討いただくという事で。事務局さん次回の日程は決まっておりますか。

(日程調整)

会 長： それでは、次回は１９日か２６日という事で、あとは事務局の方で調整願えますか。

事務局： はい。了解しました。

委 員： 皆さま大変お疲れ様でした。本日の審議はこれにて終了とさせていただきますと思います。また次回よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。